

# 第43回 市民活動支援センター運営協議会

令和3年10月26日（月）  
書面議決により

## 次 第

### 議 題

#### 1 議案

- (1) 令和3年度市民活動支援センターの事業実施計画（第2回変更）  
について
- (2) 野田市市民活動団体支援補助金審査会委員の推薦について

#### 2 報告事項

- (1) 令和3年度市民活動支援センターの登録状況について
- (2) 令和3年度市民活動支援センターの利用状況について
- (3) 学習会（助成金）の開催結果について
- (4) 市民活動団体の協働のまちづくりの実態調査について（中間報告）
- (5) 令和4年度実施分野田市市民活動団体支援補助金について
- (6) 市民活動支援センター運営協議会委員の改選について

議案(1)令和3年度市民活動支援センターの事業実施計画(第2回変更)について

第43回運営協議会 議案(1)

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
◎運営協議会開催		第41回27日書面			第42回27日延期	第42回23日書面		第43回26日書面			第44回			・運営協議会委員
No.	事業項目	対象等												
①	協働のまちづくり推進	・市担当課 ・登録団体			市担当課への周知	市民活動団体実態調査	⇒	⇒	中間報告	⇒	⇒	報告	協働のまちづくり推進 ⇒	・市担当課へ市民活動・協働の周知 ・市民活動団体への協働の実態調査・近隣市の事例収集 ・協働のまちづくり推進
②	第5回市民活動元気アップふえすた(のだ市民活動ふれあいフェスティバル2021)	・40団体程度 ・子育て層の参加	のだ市民活動ふれあいフェスティバル 2021 第1回代表者連絡会議 4/28(水)	のだ市民活動ふれあいフェスティバル2021 合同説明会 (中止)					11/28(日) (中止)	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。来年度の同時開催に向けて(仮称)市民活動団体交流会の開催を検討 ⇒9月末まで緊急事態宣言が発令されており、引き続き感染症拡大防止のため開催は困難			・登録団体 ・市民ふれあいハートまつり、福祉のまちづくりフェスティバルと同時開催	
③	助成金学習会「助成金基礎講座」(1)～(4) ・野田市市民活動団体支援補助金	登録団体 NPO法人		助成金基礎講座(1) 5/28(金)		助成金基礎講座(2) 7/15(木)			助成金基礎講座(3) 10/14(木) 中止			助成金基礎講座(4) 2/10(木)		・ホームページ掲載 ・つうしん掲載 ・登録団体、NPO法人通知
④	パソコン学習会	登録団体			初心者パソコン講座(1) 6/30(水)～7/6(火)	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1日1団体2名以内で5日に分けて開催		初心者パソコン講座(2) 9/8(水)～9/15(水) 延期	初心者パソコン講座(2) 10/19(火)～26(火)	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期 1日2名以内で5日に分けて開催				・ホームページ掲載 ・登録団体通知
⑤	法人会計学習会(新規) (千葉県市民活動団体マネジメント事業)	登録団体 NPO法人 (法人へ講座案内受講後個別支援)			法人会計基礎講座 6/25(金)									・ホームページ掲載 ・登録団体、NPO法人通知
⑥	こまめカフェ～サブタイトル～ ・市民活動団体紹介 ・市民活動へのきっかけづくり	市民 登録団体					第3回 8/3(火) (延期)	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年2月に延期 ⇒ 中止			第3回 (中止)		・ホームページ掲載 ・つうしん掲載 ・公民館等チラシ配布 ・サブタイトルは対象や内容がわかりやすいもの	
⑦	活動支援相談 ・団体運営 ・助成金 ・パソコン ・新規立ち上げ など	登録団体 登録希望団体	相談日を設けず 随時	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	・ホームページ掲載 ・つうしん掲載
⑧	市民活動つうしん 第29～34号	登録団体(A4) 市民向け(A4)の2種類を作成		※元気アップふえすたの開催中止案内に併せて変更	つうしん 第29号 6/1発行 公共施設 登録団体	(新規) つうしん 第30号 7/15発行 登録団体		つうしん 第31号 9/15発行 登録団体	つうしん 第32号 11/15発行 公共施設 登録団体		つうしん 第33号 1/15発行 登録団体	(新規) つうしん 第34号 3/15発行 登録団体		・元気アップふえすた ・登録団体訪問記 ・イベントしようほう ・学習会等案内 ・助成金情報 ・ホームページ掲載
⑨	野田夏まつり躍りセタ	登録団体					8/ (中止)							・よさこいソーランの活動団体
⑩	野田市市民活動団体支援補助金説明会(市民生活課)(市民活動支援センター)	登録団体		助成金基礎講座(1) 5/28(金) 再掲		助成金基礎講座(2) 7/15(木) 再掲		募集案内 団体へ発送 10/中旬	募集要項説明会 10日(水) 申請書の書き方説明会 24日(水)	応募期間 11月1日～	～1月31日	補助金審査会 プレゼン	採用・不採用 決定	・ホームページ掲載 ・登録団体通知
⑪	市民活動支援センター登録市ホームページ団体紹介 登録団体紹介冊子作成	登録団体 登録団体 市民	4/1付け 登録決定 通知発送 120団体	順次 登録決定 HPアップ 133団体	順次 更新作業→	→→→	→→→	→→→	10月下旬 冊子発行 運営協議会委員 登録団体・市民 配布	→→→	→→→	→→→	R4年度更新 申請書送付	更新申請書 受付 ・R3年度登録決定 ・R4年度更新申請書送付 ・登録団体の紹介 ・ホームページ掲載 ・市民活動支援センターの案内 ・市役所各部署への紹介
⑫	市民活動支援センター利用状況報告	登録団体	毎月の利用状況報告 運営協議会 報告	→→→	→→→	→→→	→→→	→→→	→→→	→→→	→→→	→→→	→→→	・相談、登録、その他 ・フリースペース、パソコン ・8階旧レストラン会議室 ・イオン/A店内会議室 ・助成金・パソコン・法人会計学習会

## 議案（2）野田市市民活動団体支援補助金審査会委員の推薦について

野田市市民活動団体支援補助金審査会会長から依頼がありましたので、野田市市民活動団体支援補助金の令和3年度交付団体の事業計画変更の審査及び令和4年度交付団体の選定のため、野田市市民活動団体支援補助金審査会設置要領第3条第7号の規定により、野田市市民活動支援センター運営協議会の会長及び副会長以外の委員から2人を推薦する。

委員の推薦に当たっては、平成31年1月18日開催の運営協議会において、輪番で全員が審査委員を担当することと決定しております。これに基づき、武智多恵子委員と岩井勝治委員を推薦することに、皆様のご同意をお願いするものです。

なお、武智委員、岩井委員には、予めご了解をいただいております。

野市生第105号

令和3年7月12日

野田市市民活動支援センター運営協議会

会長 竹澤 勇 司 様

野田市市民活動団体支援補助金審査会

会長 今 村 繁

### 野田市市民活動団体支援補助金審査会委員の推薦について（依頼）

盛夏の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より市政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、野田市市民活動団体支援補助金の令和3年度交付団体の事業計画変更の審査及び令和4年度交付団体の選定にあたり、野田市市民活動団体支援補助金審査会設置要領第3条第7号の規定により、貴運営協議会の委員より当補助金審査会の委員として協力いただける方をご推薦いただきたく、お願い申し上げます。

### 記

1. 推薦人数 2名以内
2. 審査会の開催時期
  - ・令和3年度交付団体 変更申請書が提出された場合  
随時開催予定
  - ・令和4年度交付団体 令和4年2月※開催日時は決まり次第、別途連絡いたします。
3. 任期 令和4年3月31日まで

## 【参考】野田市市民活動団体支援補助金審査会設置要領

(設置)

第1条 野田市市民活動団体支援補助金の交付対象団体を公平かつ適正に選定するため、野田市市民活動団体支援補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 野田市市民活動団体支援補助金交付申請書類の審査及び評価に関すること。
- (2) 補助金交付団体の候補者の選定に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長 (2) 市民生活部長 (3) 市民生活課長 (4) 市民生活課長補佐
  - (5) 市民活動支援センター運営協議会の会長 (6) 市民活動支援センター運営協議会の副会長
  - (7) 市民活動支援センター運営協議会の委員 (2名以内)**
- 2 前項第5号から第7号までに掲げる職にある者が、応募申請のあった団体の役員、若しくはこれに準じる者であるときは、その者が関係する応募申請の審査からその者は除外とする。
- 3 審査会に会長及び副会長1人を置き、会長には副市長を、副会長には市民生活部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員に事故があるときは、会長が指名する者に代理させることができる。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、市民生活課において処理する。

(委任)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

## 報告事項(1) 令和3年度市民活動支援センターの登録状況について

(登録団体数)

(単位:団体)

年 度	市民活動団体内訳		合計	更新	新規
	NPO法人 一般社団法人	ボランティア 団体等市民団体			
令和3年7月1日現在(2)	22	111	133	133	0
令和3年10月1日現在(1)	21	111	132	132	0
増減(2) - (1)	△1	0	△1	△1	0

## &lt;登録団体数の推移&gt;

年 度	市民活動団体内訳		合 計	組 織 名
	NPO法人 一般社団法人	ボランティア 団体等市民団体		
平成24年度末	13	57	70	NPO・ボランティア サポートセンター
平成25年度末	14	75	89	
平成26年度末	25	85	110	
平成27年度末	19	76	95	市民活動支援センター
平成28年度末	22	87	109	
平成29年度末	23	106	129	
平成30年度末	24	108	132	
令和元年度末	25	114	139	
令和2年度末	24	114	138	
令和3年4月1日	18	102	120	
令和3年7月1日	22	111	133	
令和3年10月1日	21	111	132	

市民活動支援センター登録団体活動分類内訳

令和3年10月1日現在

「学術・文化・芸術・スポーツ」が37団体(28.0%)と一番多く、2番目が「保健・医療・福祉」35団体(26.5%)、3番目が「子どもの健全育成」19団体(14.4%)、4番目がまちづくりで16団体(12.1%)です。この4分野合計が107団体となっており登録団体の総数132団体の81.0%となっている。

NPO法人等が21団体、任意団体が111団体で、NPO法人等は15.9%となっている。

また、重複の活動分類では、「保健・医療・福祉」が64団体と一番多く、2番目が「学術・文化・芸術・スポーツ」55団体、3番目が「子どもの健全育成」と「まちづくり」46団体となっている。

活動分類				主活動の団体内訳						
				団体数 重複	団体数 主活動	割合	内訳1		内訳2	
							NPO法人等	任意団体	更新	新規
1	学術・文化・芸術・スポーツ	55	37	28.0%	6	31	37	0		
2	保健・医療・福祉	64	35	26.5%	5	30	35	0		
3	子どもの健全育成	46	19	14.4%	4	15	19	0		
4	まちづくり	46	16	12.1%	1	15	16	0		
5	人権の擁護・平和推進	20	8	6.1%	2	6	8	0		
6	環境の保全	12	7	5.3%	1	6	7	0		
7	社会教育	42	4	2.8%	1	3	4	0		
8	観光の振興	10	1	0.8%	0	1	1	0		
9	地域安全活動	6	1	0.8%	0	1	1	0		
10	国際協力	6	1	0.8%	0	1	1	0		
11	男女共同参画	6	1	0.8%	0	1	1	0		
12	科学技術の振興	2	1	0.8%	1	0	1	0		
13	他団体との連携・助言・援助等	31	1	0.8%	0	1	1	0		
14	職業能力の開発・雇用機会の拡充	4	0	0.0%	0	0	0	0		
15	災害救援	4	0	0.0%	0	0	0	0		
16	農山漁村・中間山間地域の振興	2	0	0.0%	0	0	0	0		
17	情報化社会の発展	2	0	0.0%	0	0	0	0		
18	経済活動の活性化	1	0	0.0%	0	0	0	0		
19	消費者の保護	1	0	0.0%	0	0	0	0		
合計		360	132	100.0%	21	111	132	0		

## 報告事項(2) 令和3年度市民活動支援センターの利用状況について

## ①令和3年7月から9月までの利用状況

## 1) 相談等業務

(相談等業務実績)

項目		令和2年7~9月(1)	令和3年7~9月(2)	比較(2) - (1)
相 談	件 数	56件	79件	23件
	団体数	56団体	49団体	△7団体
	時 間	18時間38分	38時間47分	20時間9分
登録申請	件 数	5件	3件	△2件
そ の 他	会議室申請	件 数	45件	△22件
	チラシ配架	件 数	6件	2件
	講座申込	件 数	8件	8件
	ふえすた関連	件 数	0件	0件
	挨拶	件 数	5件	△11件
	その他	件 数	168件	97件
	小 計	件 数	232件	74件
合 計	件 数	219件	314件	95件

(相談件数の内訳)

項目	令和2年7~9月(1)	令和3年7~9月(2)	比較(2) - (1)
① 団体立ち上げ	3件	0件	△3件
② 登録申請	0件	0件	0件
③ 広報関係	0件	1件	1件
④ 市補助金	9件	15件	6件
⑤ 助成金関係	16件	28件	12件
⑥ 魅力発信事業	1件	3件	2件
⑦ パソコン	3件	4件	1件
⑧ 会計書類	0件	1件	1件
⑨ 協働のまちづくり	0件	0件	0件
⑩ 銀行口座	0件	0件	0件
⑪ 市民活動保険	0件	0件	0件
⑫ 施設・会場	2件	0件	△2件
⑬ 法人化	0件	0件	0件
⑭ 市民活動参加希望	0件	0件	0件
⑮ その他	22件	27件	5件
合 計	56件	79件	23件

2) フリースペース等の貸館業務の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の経過

(令和3年7月～9月)

決定日	緊急事態宣言発令等による 感染症拡大防止対策	内 容	
		期 間	利用制限
6/21	まん延防止等重点措置解除		
6/28	まん延防止等重点措置区域解除に伴い、7月1日から利用制限を一部緩和	7/1 ～8/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 17時以降の貸館業務を再開</li> <li>・ 水分補給を除く飲食を引き続き禁止</li> <li>・ 利用可能人数の制限や換気など継続</li> </ul>
7/30	緊急事態宣言発令 8/2～8/31		
7/30	緊急事態宣言発令中は利用制限	8/2 ～8/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開館時間を短縮し17時で閉館</li> <li>・ 水分補給を除く飲食を引き続き禁止</li> <li>・ 利用可能人数の制限や換気など継続</li> </ul>
8/17	緊急事態宣言延長 8/31⇒9/12		
8/18	緊急事態宣言発令中は利用制限	8/2 ～9/12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開館時間を短縮し17時で閉館</li> <li>・ 水分補給を除く飲食を引き続き禁止</li> <li>・ 利用可能人数の制限や換気など継続</li> </ul>
8/26	新規感染者が千葉県では14日連続で千人以上、野田市においても7月下旬から急増しているため利用制限	9/1 ～9/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸出中止</li> </ul>
9/9	緊急事態宣言延長 9/12⇒9/30		
9/27	第63回野田市新型コロナウイルス対策本部会議 緊急事態宣言の期限が9月30日までと見込まれる	10/1～ 10/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段階的に利用制限を緩和していく</li> <li>・ 17時閉館として貸館の利用を再開</li> <li>・ 水分補給を除く飲食を禁止</li> <li>・ 利用可能人数の制限や換気など徹底</li> </ul>
9/28	緊急事態宣言解除（8/2～9/30）		

<令和2年度と令和3年度の利用制限の比較>

会 議 室	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（利用制限）			
	令和2年度	令和3年度		
	7/1～9/30	7/1～8/1	8/2～8/31	9/1～9/30
フリースペース	貸出中止	貸出再開	17時閉館	貸出中止
8階旧レストラン会議室	貸出再開	貸出再開	17時閉館	貸出中止
イオンノア店内会議室1	貸出中止	貸出中止		
イオンノア店内会議室2	貸出再開	貸出再開	17時閉館	貸出中止

## 3) フリースペース等の利用状況

項目		令和2年7～9月(1)	令和3年7～9月(2)	比較(2) - (1)
利用件数		0件	3件	3件
利用団体数		0団体	3団体	3団体
利用人数		0人	10人	10人
利用時間		0時間0分	6時間55分	6時間55分
利用 内訳	フリースペース	0件	3件	3件
	上記のうち予約	0件	2件	2件
	団体向けパソコン	0件	0件	0件

## 4) 8階旧レストラン会議室の利用状況

項目		令和2年7～9月(1)	令和3年7～9月(2)	比較(2) - (1)
利用件数		44件	26件	△18件
上記のうち予約		44件	26件	△18件
利用団体数		24団体	13団体	△11団体
利用人数		590人	415人	△175人
利用時間		133時間59分	77時間4分	△56時間55分

## 5) イオンノア店内会議室の利用状況

項目		令和2年7～9月(1)	令和3年7～9月(2)	比較(2) - (1)
利用件数		16件	14件	△2件
上記のうち予約		16件	14件	△2件
利用団体数		5団体	7団体	2団体
利用人数		126人	127人	1人
利用時間		45時間8分	36時間58分	△8時間10分

## 6) 8階旧レストラン会議室とイオンノア店内会議室の合計の利用状況

項目		令和2年7～9月(1)	令和3年7～9月(2)	比較(2) - (1)
利用件数		60件	40件	△20件
上記のうち予約		60件	40件	△20件
利用団体数		29団体	20団体	△9団体
利用人数		716人	542人	△174人
利用時間		179時間7分	114時間2分	△65時間5分

## 報告事項（3）学習会（助成金）の開催結果について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3密を避け、マスク、消毒等の感染予防対策を徹底し、次のとおり開催しました。

### 1) 助成金学習会

市民活動団体の活動資金確保のための「助成金基礎講座（2）」を開催しました。開催結果は下表のとおりです。

#### 【助成金基礎講座（2）】開催結果

☆日 程	7月15日(木) 午前10時～12時
☆場 所	8階旧レストラン会議室
☆対 象	登録団体
☆参加者	7団体 9名
☆担当者	釜田CN、荒井CN、嶋田、半澤CN
☆内 容	<p>助成金基礎講座（2）</p> <p>（1）参加者の自己紹介</p> <p>（2）令和3年度助成金の情報紹介</p> <p>（3）令和4年度野田市市民活動団体支援補助金について</p> <p>（4）申請書の書き方</p> <p>（5）団体を証明する書類について</p> <p>（6）その他、申請に向けて団体ごとの相談等</p>
	<p>※・各団体の希望に沿った助成団体を確認し、今後申請について検討することになった。その後、2団体が申請した。</p> <p>・令和4年度野田市市民活動団体支援補助金については、申請予定団体の確認及び補助金交付申請書の書き方を説明した。</p>

今年度は助成金学習会を4回計画しており、今後の予定は次のとおりです。

- ◆助成金基礎講座（3） 令和3年10月14日（木）中止 個別で対応
- 助成金基礎講座（4） 令和4年 2月10日（木）

(4) 市民活動団体の協働のまちづくりの実態調査について (中間報告)

1 アンケートの概要

- ① 期 間 令和3年7月15日(木)から8月31日(火)まで
- ② 対象団体 市民活動支援センター登録団体 133 団体
- ③ 質問事項
  - 問1 令和元年度から現在までに市と協働で事業をしたことがありますか。
  - 問2 有の場合、協働事業の種類と概要・活動分野・市の担当課名・活動年度と回数を事業別にお書きください。
  - 問3 市と協働して進めたい事業はありますか。

2 アンケートの結果

① 回収数及び回収率

		回収数	回収率
〆切時点	8/31	73 団体	55%
最終時点	10/5	132 団体	100%

※9月に1団体の登録削除があったため、対象団体数は132 団体

- ② 問1で「なし」とした団体数 51 団体 (38.6%)
- ③ 問2で「あり」とした団体数及び事業数 81 団体 (61.4%) 99 事業

内 訳 (種類別、年度別事業数)

協働の種類	委 託	補 助	事業協力	実行委 員会等	共 催	後 援	計
元年度	15	7	27	6	4	22	81
2年度	12	8	7	0	1	12	40
3年度	13	7	8	0	5	13	46
計	18	8	32	6	7	28	99

参 考 (令和2年度に市の各課に調査した令和元年度事業数)

協働の種類	委 託	補 助	事業協力・ 共 催	実行委 員会等	後 援	その他	計
計	19	11	7	0	1	20	58

※市民活動支援センター登録団体以外の団体との協働事業が含まれます。

- ④ 問3の回答数 75 (市に対する要望等を含む)

## 報告事項（5）令和4年度野田市市民活動団体支援補助金について

令和4年度野田市市民活動団体支援補助金の交付団体を次のとおり募集します。

### 1 募集期間

令和4年11月1日（月）から令和4年1月31日（月）まで

### 2 補助金の種類等

補助金の種類は、組織基盤強化支援と事業発展支援の2種類になります。

補助金の種類	組織基盤強化支援	事業発展支援
補助金額	10万円以内	20万円以内
補助率	10分の9以内	10分の8以内
目的	組織の運営又は自立の強化を図る取組に対する支援	事業の発展又は組織の体制の強化を図る取組に対する支援
対象団体 <sup>※</sup>	設立してから5年未満の団体	設立後5年以上の団体
交付回数	1団体1回までとし、3年を限度として継続申請できます。ただし、1年ごとに書類審査が必要です。	新たな内容であれば1団体あたり3回まで交付します。ただし、2回目以降の申請はそれぞれ最低3年後以降とします。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員の拡大に要する経費</li> <li>・ 人材の育成に要する経費</li> <li>・ 市民活動に必要な備品の購入に要する経費</li> <li>・ 組織の運営に要する経費</li> <li>・ その他組織の運営又は自立の強化を図るため市長が必要と認める経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員の拡大に要する経費</li> <li>・ 人材の育成に要する経費</li> <li>・ 市民活動に必要な備品の購入に要する経費</li> <li>・ 組織の運営に要する経費</li> <li>・ その他事業の発展又は組織の体制の強化を図るため市長が必要と認める経費</li> </ul>

※対象団体の基準日は令和4年4月1日とします。

詳細は別紙資料（5）－2「令和4年度実施分野田市市民活動団体支援補助金募集要項」のとおり。

## 報告事項(6) 市民活動支援センター運営協議会委員の改選について

令和4年3月末日で任期満了となる市民活動支援センター運営協議会委員については、設置目的達成のため次のとおり基本的な考え方にに基づき改選します。

## 1 現在の委員

1号委員(NPO活動経験者または市民活動経験者)の8名については、市民活動支援センターの運営の経緯を踏まえた継続的かつ適切な運営を確保するため、現職委員の留任を基本とし、留任しない委員は、団体の活動分類別の団体数に応じて、また、女性委員比率50%を目標として選任しました。

公募委員については、公募した結果、4名から応募(うち1名は面接辞退)があり、選考の結果2名が選任されました。

## (1) 委員名簿

(任期: 令和2年4月~令和4年3月)

		所属団体等	活動分類	氏名	備考
1号委員	1	NPO活動経験者	地域安全活動	竹澤 勇司	会長
	2	野田市ボランティア連絡協議会	他団体との連携等	立山 喜弘	副会長
	3	特定非営利活動法人野田文化研究会	学術・文化等	武智多恵子	
	4	野田市手をつなぐ親の会	保健・福祉等	加藤 満子	
	5	市民活動経験者	保健・福祉等	岩井 勝治	
	6	特定非営利活動法人 野田レクリエーション協会	学術・文化等	渡邊 勝男	
	7	特定非営利活動法人野田子ども劇場	子どもの健全育成	北倉恵美子	
	8	ふろしき研究会野田	環境の保全	加藤眞智子	新任
公募	9	野田マジッククラブ	学術・文化等	藤掛 忠雄	新任
	10	むらさきの里野田ガイドの会	観光の振興	芝田栄太郎	新任
組織団体内訳			特定非営利活動法人	4名	
			任意団体等	6名	
女性委員比率 40%			男性	6名	
			女性	4名	

## (2) 活動分類別内訳

活 動 分 類	委員数		
	1号	公募	全体
学術・文化・芸術・スポーツ	2名	1名	3名
保健・医療・福祉	2名	—	2名
地域安全活動・他団体との連携等・子どもの健全育成・環境の保全	4名	—	4名
観光の振興	—	1名	1名
合 計	8名	2名	10名

3 委員改選の基本的な考え方

☆運営協議会の設置目的  
 NPO及び福祉を推進するボランティア団体等の支援及び活動場所の機能を有する野田市市民活動支援センターについて、その強化を図ることを目的として、野田市市民活動支援センター運営協議会を設置する。  
 (市民活動支援センター運営協議会設置要領 第1条)

今までの経過を踏まえ、設置目的を達成するため次の基本的な考え方に基づき選任する。

- (1) 1号委員（NPO活動経験者または市民活動経験者）については、市民活動支援センターの運営の経緯を踏まえた継続的かつ適切な運営を確保するため現職委員の留任を依頼する。  
 ただし、退任する委員がいる場合は次の(2)～(3)の基準に基づき選任する。
- (2) 現在13分類132団体（令和3年10月1日現在：最大37団体、最小1団体）が登録していることから、活動分類別の団体数に応じて選出する。
  - ① 活動分類上位3位（19団体以上）は団体数に応じた委員数 5名
  - ② ①以外の分野は全体の活動分類を考慮した委員数 3名
- (3) 女性委員比率50%を目標とする。
- (4) 公募委員は2名募集する。

〈1号委員の活動分類別委員数〉 (単位：団体、%、名)

	活 動 分 類	団体数による委員数			現在	計画
		団体数	割合	委員数		
1	学術・文化・芸術・スポーツ	37	28.0	2.2	2	2
2	保健・医療・福祉	35	26.5	2.1	2	2
3	子どもの健全育成	19	14.4	1.1	1	1
4	まちづくり	16	12.1	0.9	0	3
5	人権の擁護・平和推進	8	6.1	0.5	0	
6	環境の保全	7	5.3	0.4	1	
7	社会教育	4	2.8	0.2	0	
8	観光の振興	1	0.8	0.1	0	
9	地域安全活動	1	0.8	0.1	1	
10	国際協力	1	0.8	0.1	0	
11	他団体との連携・助言・援助等	1	0.8	0.1	1	
12	男女共同参画	1	0.8	0.1	0	
13	科学技術の振興	1	0.8	0.1	0	
	合 計	132	100.0	8.0	8	8